

太陽熱温水器設置補助金交付要綱 (平成31年 3月14日告示第6号)

最終改正:

改正内容:平成31年 3月14日告示第6号 [平成31年 4月1日]

○太陽熱温水器設置補助金交付要綱

平成31年 3月14日告示第6号

太陽熱温水器設置補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、太陽熱温水器を普及させることにより、地域の自然エネルギーの有効利用及びその普及を促進し、もって地球温暖化防止に資するため、阿南町の区域に存する住宅の屋根等に太陽熱温水器を設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用太陽熱温水器 住宅の屋根等に設置され、太陽光エネルギーを集熱器により吸収して温水を作り、住宅に給湯する機器をいう。
- (2) 対象者 町内に住所を有し、自らの生活の利用に供するために住宅用太陽熱温水器を阿南町内に存する住宅の屋根等当該温水器の設置に適した場所に設置した者で、申請時において同一世帯に属する全員が納付すべき町税等を滞納していない者をいう。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象とする住宅用太陽熱温水器は、1戸1基とする。
- (2) 過去にこの補助を受けたことがないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅用太陽熱温水器の設置に要した費用（設置に係る工事費並びにそれらに係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）の総額の3分の1の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額が5万円を超えたときは、5万円を補助金の額とする。

(補助金交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）が、太陽熱温水器設置補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び同一世帯に属する者全員の納税等の状況を調査することに同意する承諾書（様式第2号）
- (2) 工事見積書又は工事請負契約書等の写し
- (3) 住宅用太陽熱温水器の設置に係る費用の領収書の写し
- (4) 住宅用太陽熱温水器を設置した建物の外観その他の当該温水器の設置の状況が分かる複数の箇所の写真

2 申請書は、規則第8条に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

(設置状況の確認)

第6条 町長は、補助事業を適正に執行するために必要と認めるときは、住宅用太陽熱温水器の設置の状況を確認する。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第7条 町長は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしたときは、申請者に太陽熱温水器設置補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条に規定する通知を受けた者は、太陽熱温水器設置補助金請求書（様式第4号）を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付する。

2 前項の規定による請求書の提出は、次の各号に規定する日のうち、いずれか早く到来する日までに行わなければならない。

- (1) 町長が補助金の額の確定をした日から起算して30日を経過する日
- (2) 補助金の申請を行った日の属する会計年度の3月31日

3 前項の時期までに請求書の提出がない場合は、町長は交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の決定（確定）を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

太陽熱温水器設置補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

阿南町長

様

申請者 住所 〒

氏名

印

電話

—

—

次のとおり太陽熱温水器を設置したので、補助金交付を申請します。

1 設置した住宅用太陽熱温水器の内容

設置場所	阿南町		
	新築建築物の屋根	既築建築物の屋根	その他
太陽熱温水器の仕様	(該当するものを○で囲む。)		
	メーカー名		
	機種名		
	集熱面積		
有効採湯量			ℓ
設置完了日	年 月 日		
添付書類			
(1)申請者及び同一世帯に属する者全員の納税等の状況を調査することに同意する承諾書(様式第2号)			
(2)工事見積書又は工事請負契約書等の写し			
(3)住宅用太陽熱温水器の設置に係る費用の領収書の写し			
(4)住宅用太陽熱温水器を設置した建物の外観その他の当該温水器の設置の状況が分かる複数の箇所の写真(建物外観・設置機器等)			

2 補助金交付申請額等 (補助金交付申請額は、千円未満を切り捨てる。上限額5万円)

(1) 補助金交付申請額	(2) の 3 分の 1 又は 5 万円のいずれか少ない額 _____ , 000円
(2) 住宅用太陽熱温水器の設置に要した費用の総額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)	_____ 円

3 設備設置事業者

事業者名		担当者名	
事業者住所		電話番号	

4 上記内容につきまして、現地確認の必要がある場合には承認します。

様式第2号 (第5条第1号関係)

年 月 日

阿南町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

-

-

承 諾 書

私は、太陽熱温水器設置補助金の交付申請を行うにあたって、下記の事項を承諾いたします。

記

- 1 私と私の同一世帯全員について、町税、使用料、負担金の滞納はありません。
よって、私と私の世帯全員の納税等の状況を調査することを承諾します。
- 2 町が当該補助金の交付を受けるにあたって、必要な事項及び内容について調査することを承諾します。

様式第3号 (第7条関係)

太陽熱温水器設置補助金交付決定及び確定通知書

第 号
年 月 日

様

阿南町長

年 月 日付太陽熱温水器設置補助金交付申請書兼実績報告書で申請及び報告の
ありました書類等を審査した結果、次のように決定及び確定しました。

申請者	住所	
	氏名	
補助金決定額 (補助金確定額)		円

様式第4号 (第8条関係)

太陽熱温水器設置補助金交付請求書

年 月 日

阿南町長 様

申請者 住所

氏名

印

電話

- -

年 月 日付 指令第 号で補助金交付決定のあった 年度太陽熱温水器設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

振込先 金融機関等名 _____

支店等名 _____

口座名義人 _____

預金種別 普通 ・ 当座 _____

口座番号 _____